記者会見資料
平成２８年５月２７日（金）
保健福祉部社会福祉課（社会福祉係）
担当：西城（内線４３１）

応急仮設住宅の供与期間一律延長の終了に伴う「特定延長に関する届出書」の受付と住宅再建調査を行います

～　７月１日（金）までに提出をお願いします　～

■　本市の応急仮設住宅の供用期間については，災害公営住宅等の完成等により，平成２８年度末までに仮設住宅からの転居が概ね可能となることから，県の方針により，これまでの「一律延長」は６年間で終了し，７年目の延長が「特定延長」に決定されました。

■　７年目も引き続き仮設住宅に入居できるのは，要件に該当する方に限られ，「特定延長に関する届出書」等の提出が必要となります。

■　市では，特定延長が必要な方々に手続を円滑に行っていただくよう届出書等提出の案内を行うとともに，再建方法が未定の方々の一日も早い生活再建を支援していくため，改めて現在入居中の皆様の再建予定等を確認させていただきます。

■　調査票や特定延長に関する届出書等は５月３０日に個別発送（予定）しますので、７月１日（金）までに御提出をお願いします。

■　なお，市社会福祉課及び唐桑・本吉総合支所保健福祉課において，「特定延長」の手続きに関することや，住宅再建全般についての皆様の疑問やお悩みに対応いたしますので，お早めに御相談願います。

【調査概要】

●**対象者（４月３０日現在入居者）／**

（１）応急仮設住宅入居者	２，１２９戸	（１，９８７世帯）
（２）みなし仮設住宅等入居者	１，００６戸	（１，００６世帯）
（３）県内他市町村の応急仮設住宅等入居者	８戸	（　　８世帯）
計	３，１４３戸	（３，００１世帯）

●**平成 27 年 10 月の調査で再建方法未定及び回答がない方（４月３０日現在入居者）／**

（１）応急仮設住宅入居者	３３戸	（　３３世帯）
（２）みなし仮設住宅等入居者	１１７戸	（１１７世帯）
計	１５０戸	（１５０世帯）

※　未定者等に対しては，提出期限前に訪問等による再建方法の決定に向けた支援を集中的に実施します。

●**書類提出期限／**　平成２８年７月１日（金）まで　必着

●**提出いただく書類／**

（１）全世帯から提出いただく書類 ― 住宅再建調査票

（２）特定延長に該当する世帯から提出いただく書類

・「特定延長に関する届出書」

・特定延長の要件に該当することを確認（証明）できる書類

参考　「特定延長」の要件

（１）災害公営住宅への入居，防災集団移転など公共事業による自宅の再建先は決まっているものの，工期などの関係から，供与期間内に仮設住宅を退去できない場合

（２）自宅の再建（マンション購入，施設入所等を含みます。）を公共事業以外で行う場合であって，再建先と再建時期は決まっているものの，工期などの関係から，供与期間内に仮設住宅を退去できない場合

●**提出方法／**

返信用封筒にて郵送又は市社会福祉課、唐桑・本吉総合支所保健福祉課、階上・大島出張所に提出してください。

●**相談窓口（随時対応いたします。）／**

（１）市社会福祉課　社会福祉係　☎０２２６－２２－３４２８

（２）唐桑総合支所　保健福祉課　☎０２２６－３２－４８１１

（３）本吉総合支所　保健福祉課　☎０２２６－４２－２９７５

●**その他／**

仮設住宅を退去する際には必要な手続がありますので，退去予定日が決まった時点で市担当（上記窓口）に御連絡願います。

なお，既に仮設住宅を退去されている方は，速やかに手続願います。